

# 令和7年度 琵琶湖市民清掃実施要綱

－琵琶湖を美しくする運動実践本部－



「琵琶湖を美しくする運動実践本部」（以下、「実践本部」）は、昭和47年に大津市自治連合会、大津市地域女性団体連合会、大津市水産振興対策協議会（漁連）並びに大津青年会議所の4者の呼びかけにより、“市民が愛着をもっているびわ湖の美しさを、自分たちの手で取り戻し末永く保持すること”を目的として設立され、現在の参加協力団体は125団体に及んでいます。

それ以来40年にわたって、同実践本部による「琵琶湖を美しくする運動市民清掃」（琵琶湖市民清掃）が実施され、びわ湖の環境保全及び水質浄化活動として、市民のみなさまに定着してきました。

## 1 はじめに

琵琶湖を美しくする運動実践本部(以下「実践本部」といいます。)では、琵琶湖市民清掃(以下「市民清掃」といいます。)を行っており、これまで琵琶湖の環境保全に大きな成果を上げてきました。

今年度の琵琶湖市民清掃に関しましても、熱中症対策の観点から、清掃時間を最長1時間程度とさせていただいたうえで、琵琶湖市民清掃を実施いたします。

※市民清掃は、参加を強制する行事ではありません。参加については、天候や体調等から各団体様や個人様でご判断ください。なお、当日、ご参加できなかった場合でも事前に準備された物品などは、市民清掃以外でもご利用いただけます。日々の自主的な清掃活動や地域の美化活動にご活用ください。

## 2 実施日・実施の可否

### (1) 学区自治連合会

#### ① 実施日等

実施基準日：令和7年6月8日(日) ( 予備日：令和7年6月15日(日) )

清掃活動は、36学区一斉に指定の日に実施します。

※予備日が中止の場合、再度の延期は実施せず令和7年度琵琶湖市民清掃は中止となります。

#### ② 実施の可否

実施または延期(中止)の判断は、前日の土曜日午後4時以降に行いますが、その時点での判断が難しい場合、当日午前5時になることもあります。詳細は、「実施要綱 別紙-1」(資料P5)をご確認ください。

実施または中止のお知らせについては、午前6時00分から6時5分までの間に、びわ湖放送のテレビ放送画面上に字幕で、実施の有無をお知らせするとともに、実践本部のホームページ、分けナビにおいてもお知らせします。

※琵琶湖を美しくする運動実践本部 HP (<https://simin-seisou.localinfo.jp/>)

### (2) 事業所、その他団体等(上記(1)以外の団体)

#### ・ 基本実施日：令和7年6月8日(日)

上記基本実施日の前後2週間以内程度のあらかじめ実践本部と協議した日時を、各事業所、その他団体の実施日とし、雨天時等の対応についても実践本部と個別に協議して決定します。

### 3 実施内容

#### (1) 全ての団体（学区自治連合会、事業所、その他団体等）

##### ①清掃実施場所

市内全域（琵琶湖、湖岸、河川、道路、公園等の公共的な場所）

##### ② 注意が必要な作業

ア. 側溝の重い溝蓋の上げ下げ

イ. 河川の斜面の草刈り、河川の中での作業

ウ. 公園や道路植樹帯の高木の枝切り

エ. 道路の中央分離帯、交通量が多い所での作業

オ. 草刈機等の使用（飛び石など、周囲の安全状況にも十分配慮してください。）

カ. その他、困難又は危険と思われる作業

- ・上記に掲げる作業は、けがや事故の原因となることが多いので、作業を控えてください。作業をされる場合は、各団体で実施計画を立てる際に、参加者に無理をしないように周知徹底してください。

- ・清掃作業が困難又は危険と思われる場所には立ち入らず、後日、施設管理者に連絡し、対応を相談してください。

- ・清掃時間は最長 1 時間程度となっておりますので、無理のない範囲で作業してください。

##### 【施設管理者】

■琵琶湖及び湖岸 ⇒ 滋賀県大津土木事務所 (Tel 5 2 4 - 2 8 1 3)

■河川及び水路 ⇒ 大津市道路・河川管理課 河川係 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 3)

■大津市道 ⇒ 大津市道路・河川管理課 維持第 1・2 係 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 2)

■公園 ⇒ 大津市公園緑地課 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 4)

■不法投棄 ⇒ 大津市産業廃棄物対策課 (Tel 5 2 8 - 2 9 1 0)

**琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局 (Tel 5 2 6 - 5 2 9 9)**

##### ③ 実施方法

学区自治連合会は、各学区単位で各地域の清掃を実施します。

事業所、その他団体等については、事業所、その他団体等ごとに清掃活動を実施します。

学区自治連合会と事業所、その他団体等が共同で実施してもかまいません。

### 4 ごみを出す場所、ごみを回収する時間

#### (1) 学区自治連合会

##### ①ごみを出す場所

あらかじめ学区自治連合会が指定の集積所に出してください（これ以外の場所に出されたごみは収集されません。）。また、市民清掃のごみであることを周知するために、集積所番号を記載した用紙を、見やすい場所に 1 枚貼ってください。（ごみ袋に直接貼り付けしないでください。なお、様式については任意です）。

※ごみの種類（燃えるごみ、燃えないごみ、土砂・石・泥類）ごとに分けて異なる種類のごみ袋同士が重なることのないように集積してください。（ごみの種類ごとに別々の車両で収集するためです。）

## ②ごみを回収する時間

### 概ね午前 10 時より回収を始めます。

回収時間に間に合うよう、ごみを出してください。また、ごみの回収を効率的に行うため、午前 9 時前後から収集できる体制を整えており、事前にお申し出いただいた地域は 10 時より前に回収する場合があります。全てのごみを回収するのに、夕方頃までかかる可能性がありますが、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

## ③不法投棄連絡

市民清掃実施当日に不法投棄物を発見した場合は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させず、「別紙－2」（資料 P 6）の連絡票により、市民清掃翌日の 17 時までに、学区自治連合会で各自治会からの報告を取りまとめたいえ、実践本部事務局に提出してください。連絡後の対応については、市民清掃実施日の翌日以降、1 ヶ月以上後になることもあります。

※市民清掃当日よりも前から不法投棄物を発見されていた場合や、市民清掃翌日 17 時までの連絡票提出期限を過ぎる場合については、大津市産業廃棄物対策課（Tel 5 2 8－2 9 1 0）に直接ご連絡ください。

## ④参加者人数の報告等

各集積所において、ごみ収集の立会いや収集状況の確認は不要です。

参加人数のみ「別紙－3」（資料 P 7）の報告書を実践本部事務局に提出してください。

## （2）事業所、その他団体等（上記（1）以外の団体）

ごみを出す場所、ごみを回収する時間については、あらかじめ個別に実践本部と協議した内容とします。

## 5 ごみの分別の仕方

別紙－4（資料 P 8、9）「ごみの分別の仕方」を参照ください。

## 6 活動への参加心得

- ・天候、体調等で当日、参加できなくても、準備いただいた物品などは他の美化活動で活用いただけます。
- ・市民清掃は参加を強制する行事ではありません。参加についての判断は各団体様、個人様で御判断ください。
- ・各参加団体においては、高齢者や病弱者等の世帯に、無理な参加要請はしないようにしましょう。
- ・お子様の参加については、保護者等と一緒に参加いただきますようお願いいたします。
- ・危険が予測される場所（斜面の急な場所等）においては清掃活動を行わないでください。
- ・活動前に体温を測るなど体調をチェックし、「発熱」「体のだるさ」等の症状がある場合は参加を御遠慮ください。
- ・活動時間は最長 1 時間程度とし、長時間の活動は避けてください。

## 7 その他

- ・ホタルなどの水辺の生物の生息地では、6月から7月末頃までの期間に水辺の草を刈り取ると、生物の生息に影響を及ぼす場合があります。清掃場所に注意をしましょう。
- ・実践本部では傷害保険と損害賠償保険に加入しますが、参加者の怪我や事故等に対し、保険の範囲で対応するもので**治療費等を全額補償するものではありません**。（「2 実施日・実施の有無・時間」であらかじめ決められた以外の日に実施される場合の当保険適用については、実践本部事務局にご相談ください。また、琵琶湖市民清掃以外の地域清掃（美化活動）については、当保険は適用されません。）
- ・十分な補償とするため、各参加団体においても、できるだけ保険に加入していただくようお願いいたします。

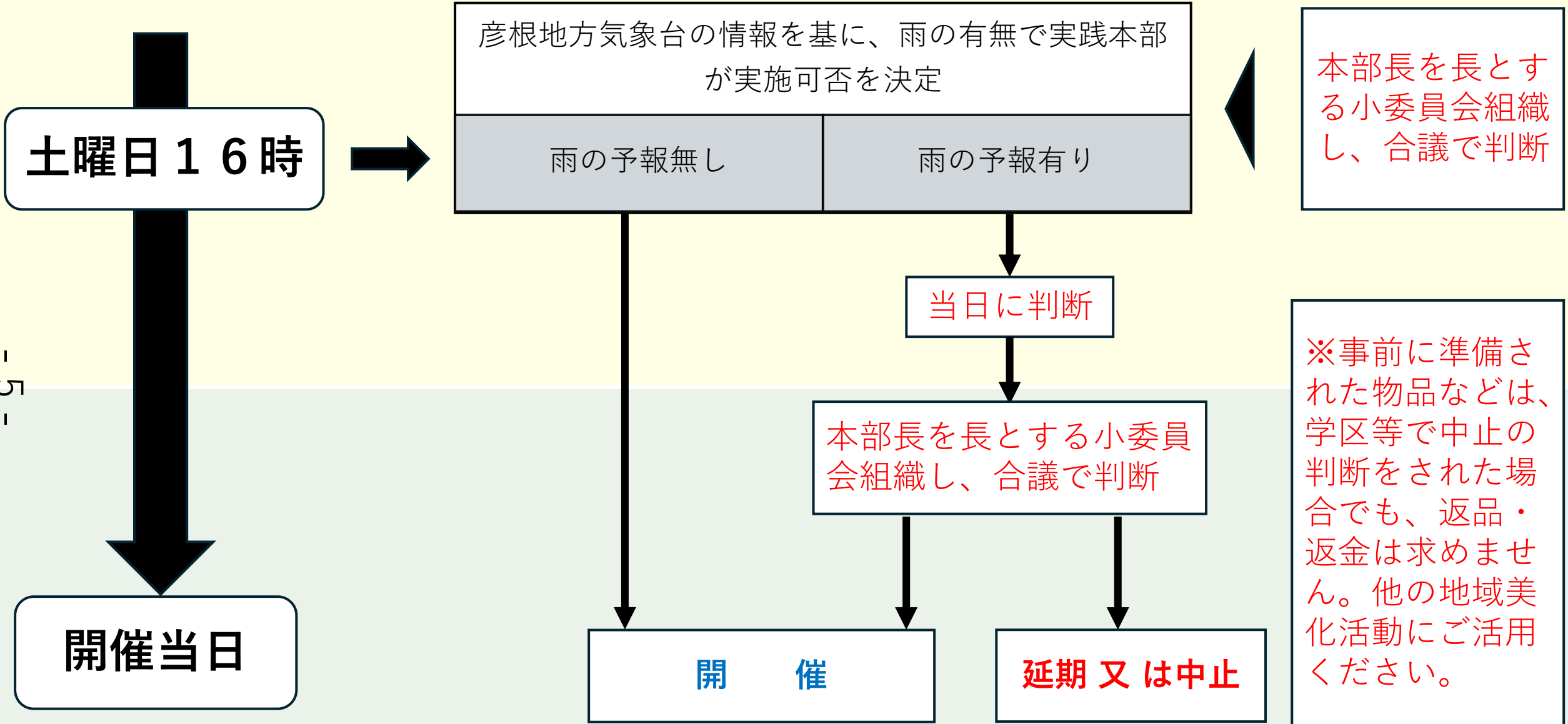
### ◆注意事項

- ・実践本部が市民清掃を実施する場合であっても、市内各地において天候等の状況が異なる場合がありますので、最終的な参加の有無は、各団体様や各個人様で御判断ください。
- ・不法投棄物を発見された際は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させないでください。
- ・地域の美化の全てを市民清掃が担うのではなく、市民清掃の原点に立ち返り、実践本部のルール（実施要綱）に基づき、自らの責任で**出来る範囲で、無理のない清掃**を実施するという考え方で事業を行います。
- ・草刈機の不慣れな使用や、重たい溝蓋上げなどの危険な作業は避けましょう（安全最優先）。やむを得ず、草刈り機を使用する場合は、飛び石など周囲の状況にも十分注意してください。
- ・危険が予測される場所（斜面の急な場所等）においては清掃活動を行わないでください。
- ・ごみの分別、袋詰めを徹底してください。
- ・家庭や事業場、その他の公共的な場所以外のごみは持ち込まないでください。
- ・ペットボトルやレジ袋等の散在性プラスチックごみは環境に悪影響を与えるため積極的に回収してください。
- ・活動前に体温を測るなど体調をチェックし、「発熱」「体のだるさ」等の症状がある場合は参加を御遠慮ください。
- ・**熱中症には十分注意をしてください**。十分な水分補給や、早朝など涼しい時間に短時間で終了させる等の対応をお願いします。
- ・**活動時間は最長1時間程度**とし、長時間の活動は避けてください。

§ この実施要綱は、琵琶湖を美しくする運動実践本部のホームページにて閲覧できます。

<https://simin-seisou.localinfo.jp>

# 実施可否の判断



本部長を長とする小委員会組織し、合議で判断

※事前に準備された物品などは、学区等で中止の判断をされた場合でも、返品・返金は求めません。他の地域美化活動にご活用ください。

※最終的な参加のご判断は、体調等を考慮しながら各個人様でご判断ください

不法投棄物は、発見場所から動かさないでください。  
不法投棄物は、絶対に集積所に収集しないでください。

実施要綱  
別紙－2

琵琶湖市民清掃不法投棄物(リサイクル家電・適正処理困難物等)連絡票

令和 年 月 日受付  
受付者

|                                        |                                                 |                               |  |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------|--|
| 報告者氏名<br>(わかれば<br>報告者の所属も<br>記載してください) |                                                 | 連絡先<br>(日中に<br>連絡のつく<br>電話番号) |  |
| 不法投棄物の<br>種類・数量等                       |                                                 |                               |  |
| 場所<br>(必ず別紙に地<br>図を添付してく<br>ださい。)      | 例)大津市御陵町3-1の北側 電柱付近<br>・詳細は別紙地図に記載のとおり<br>----- |                               |  |
| その他                                    |                                                 |                               |  |

- ・本連絡票は、市民清掃実施当日に見つけた不法投棄物を報告する場合に使用してください。
- ・見つけた不法投棄物は、絶対に見つけた場所から移動させないでください。
- ・不法投棄物の対応は、連絡から1ヶ月以上後になることもあります。

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局  
FAX 526-5299/522-1097 (提出期限:清掃翌日午後5時まで)  
メール otsu1121@city.otsu.lg.jp

※単位自治会や事業所の様式も、これに準じたものです。

## 琵琶湖市民清掃実績報告書

学区(全 枚中 枚目)

＜参加者＞(学区全体についてご記入ください)

|         | 人数 | 備考 |
|---------|----|----|
| 計       |    |    |
| うち高校生以下 |    |    |

高校生以下の人数は、わかる範囲で結構です。

(提出期限:清掃翌日午後5時まで)

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局(環境政策課内)

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話(077)528-2760 FAX(077)522-1097

メール otsu1121@city.otsu.lg.jp

【実践本部事務局直通】

電話・FAX兼用(077)526-5299



# ごみの分別の仕方

| ごみの分け方  | 種類                              | 出し方                                                                                                   |
|---------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 燃やせるごみ  | 草・木の枝や竹<br>散在性の燃やせるごみ<br>ペットボトル | ○草・木の枝、竹は <u>長さ40cm未満、太さ5cm未満</u> に切って袋に入れてください。<br>○草は刈り倒し、河川の流れに影響のないところに置くなど、可能な場合は地域で処理しましょう。     |
| 燃やせないごみ | 散在性の燃やせないごみ<br>びん、ガラス、陶器類       | ○割れたガラスなどは紙に包む等、安全な工夫をしてください。                                                                         |
| 土砂・石・泥類 |                                 | ○地域の植え込みや道のくぼみに埋めるなど、可能な限り地域で処理してください。<br>○止むを得ない排出されたものは、 <u>土のう袋</u> に入れ、ほかのごみと重ならないように集積所に出してください。 |

| ごみ袋の出し方        |               |
|----------------|---------------|
| 燃やせるごみ・燃やせないごみ | 指定ゴミ袋又は透明のポリ袋 |
| 土砂・石・泥類        | 土のう袋          |

# 注 意 点

①

家庭及び私有地のごみ(草・木の枝や竹を含む)、集合住宅などの管理のごみ(放置自転車など)や事業所のごみなど、**市民清掃実施場所以外から排出されたごみは、収集できません。**

②

集積所には、ごみ袋同士(燃えるゴミ、燃えないごみ、土砂・石・泥類)が重なることのないよう出してください。

③

草・木の枝や竹で、長さ40cm未満、太さ5cm未満に切って袋に入れることができないものは、**下記の条件を全て満たしたものに限り収集できます。**

- ・清掃活動により刈り取った草・木の枝や竹で、**長さが70cm未満、太さが5cm未満**であること。(加工木や廃材は収集されません。)
- ・収集車両(パッカー車)に積み込める状態にまで、広がった枝をはらう等したもの。
- ・収集車両(パッカー車)に積み込みやすい状態に**荒縄またはビニール紐で結束**してあること。

④

大津市の処理施設で処理できない**以下のごみは、出さないでください。**

- ・家電リサイクル品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- ・パソコン類
- ・その他大津市で処理されないもの(プロパンガス、自動車及びその部品、自動二輪及びその他部品、タイヤ、バッテリー、消火器等)